

●傷病手当金について

適用期間 令和2年1月1日～令和5年5月7日

給与の支払いを受けている国保被保険者が適用期間内に新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染の疑いがあるため、会社などを休み、事業主から給与の支払いがないなどの一定の要件に該当する場合は、傷病手当金を支給します。

なお、支給対象となる日ごとにその翌日から2年を経過したときは、時効により申請できなくなりしますのでご注意ください。

※傷病手当金の詳細についてはホームページまたは、国民健康保険課（0439-80-1271・1254）までお問合せください。また、申請をする場合は、必要な書類を郵送しますので、必ず事前に国民健康保険課までご連絡ください。

●ジェネリック医薬品で医療費節約

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬と同等の効能を持ち、新薬より安価な医薬品です。調剤にかかる費用は、富津市国保における医療費の約2割を占めています。ジェネリック医薬品をご利用いただくことで、窓口での自己負担軽減と合わせ、医療保険財政の負担が軽減され、医療費の削減につながります。また富津市国保では、ジェネリック医薬品に切り替えることで、令和4年度は約234万円の医療費削減効果があったと推定されます。



- ジェネリック医薬品のポイント
- 新薬と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- 開発コストが少ないので、新薬よりも安価です。
- これまでに使われたことのある薬なので、安心して利用できます。

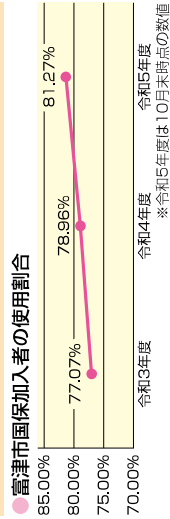
◆ジェネリック医薬品使用による変更例

●自己負担割合3割、糖尿病薬A（1日2回、1年間服用）

先発医薬品	自己負担額	5,694円
ジェネリック医薬品	自己負担額	2,212円
差額	差額	3,482円軽減

※令和4年4月版の薬価標準により算出

◆ジェネリック医薬品の使用割合



注意

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 薬代が下がっても、自己負担額が新薬使用のときと変わらない場合もあります。
- お医者さんが使用を認めない場合は切り替えることができません。

●交通事故にあったときは必ず届出をしてください！

交通事故など、第三者からの行為により受傷した場合でも、国保でお医者さんにかかすることができます。その際には必ず国民健康保険課に連絡し、「第三者の行為による傷病届」を提出してください。医療費は加害者が全額負担するのが原則なので、国保が一時的に立て替えて、後で加害者に請求します。★加害者から直接治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなりますのでご注意ください。

届出に必要なもの ● 被保険者証 ● 印かん ● 事故証明書（後日でも可）

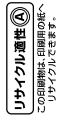
●入院時の医療費の一部負担金（自己負担金）の免除、徴収猶予について

災害や失業、事業の休廃止等の特別な理由*により著しく収入が減少したため、医療機関で支払う入院時の一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、一部負担金の免除又は徴収猶予を受けられます。既に医療機関へ支払った一部負担金は、これらの適用を受けられません。事前の申請をお願いいたします。

※特別な理由とは、下記の①～③などです。

- ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ②干ばつ、冷害、凍結害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

詳しくは、国民健康保険課（0439-80-1271）にご相談ください



※印刷用紙 印刷用紙

国保だより

発行 富津市役所 市民部 国民健康保険課 電話0439-80-1271・1254
 国保加入状況（令和6年1月1日現在） 6,222世帯 / 9,164人

第173号

令和6年2月8日発行

●マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

多くの医療機関や薬局においてオンライン資格確認等システムが導入され、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになってきました。

また、令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます。マイナンバーカードの健康保険証利用には下記のようなメリットがあることから、利用登録をされていない方は、早めの手続きをお願いいたします。

◆健康保険証利用のメリット

就職、転職、引越しをしても健康保険証としてずっと使え、医療機関や薬局での資格確認がスムーズになるほか、マイナンバーで医療費・薬剤情報を確認したり、確定申告の医療費控除を自動入力で簡単に行ったりすることができます。また、本人の同意があれば初めての医療機関でも今まで使った薬の情報が共有でき、医療の質の向上が期待できます。

▲以下の点にご注意ください

※事前にマイナンバーカードで利用者登録が必要です。 ※国民健康保険の加入、脱退などの届出は引き続き必要です。

●産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険の被保険者が出産予定または出産の場合に、世帯主からの届出により産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除される制度が創設されました。

- 対象者 令和5年11月1日以後に産前産後期間に属する出産（※）した国民健康保険の被保険者 ※「出産」とは、妊娠85日以上の分娩のことをい、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含まれます。
- 届出期間 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 免除となる期間

単胎妊娠の場合：出産（予定）月の前月から4か月間
 多胎妊娠の場合：出産（予定）月の3か月前から6か月間
 〈免除期間のイメージ〉

【例】	令和6年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
単胎							○	○	○	○	○	○
多胎				○	○	○	○	○	○	○	○	○

なお、令和5年度国民健康保険税に係る免除期間については、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間が対象となります。

【例】	令和5年						令和6年					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
単胎			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
多胎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○がついている月：産前産後期間。△がついている月：免除期間。

●届出に必要な書類

産前産後期間に係る保険料軽減届出書、母子健康手帳、被保険者証、本人確認書類（運転免許証等）並びに被保険者及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類

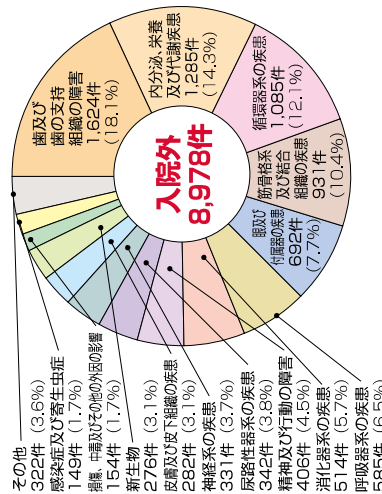
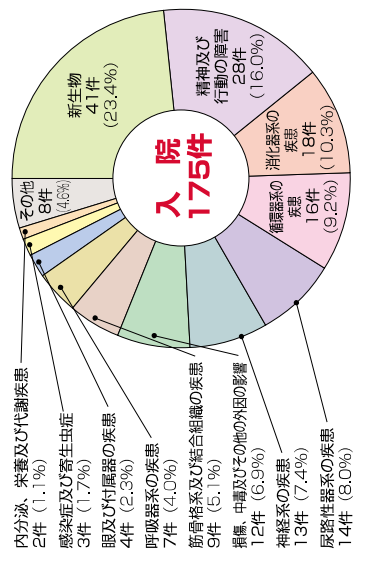
富津市国民健康保険ではどんな病気が多いのかが見えてみよう

みなさんがどんな病気でお医者さんにかかっているか調べてみました。疾病分類別になっているので、右の表と照らし合わせて見てくださいね。

疾病分類	主な病名
新生物	がん
内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺疾患
精神及び行動の障害	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
眼及び付属器の疾患	白内障、結膜炎、屈折性及び調節の障害
循環器系の疾患	高血圧、脳卒中
呼吸器系の疾患	ぜんそく、感冒(かぜ)、気管支炎
消化器系の疾患	歯の疾患、胃炎及び十二指腸炎、肝疾患

疾病分類	主な病名
筋骨格系及び結合組織の疾患	関節症、神経痛、腰痛症
泌尿器系の疾患	腎臓の疾患
損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折
歯及び歯の支持組織の障害	虫歯、歯周病
皮膚及び皮下組織の疾患	皮膚炎、通疹
感染症及び寄生虫	結核、腸管病原性大腸菌感染症
神経系の疾患	睡眠障害、自律神経系の障害

◆疾病分類別件数 (令和5年5月診療分)

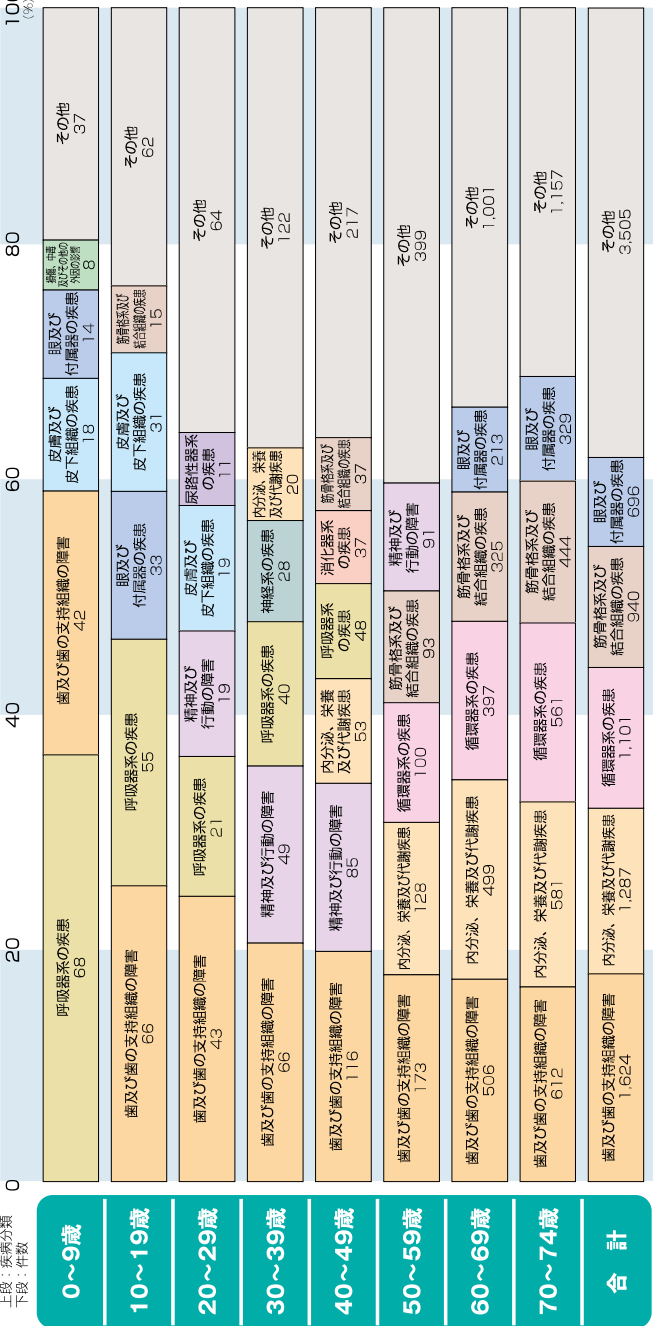


お医者さんにかかった件数を「入院」と「入院外」に分けて、見てみよう。

年齢別では、どんな病気が多いのかな？

◆年齢別疾病分類件数 (令和5年5月診療分)

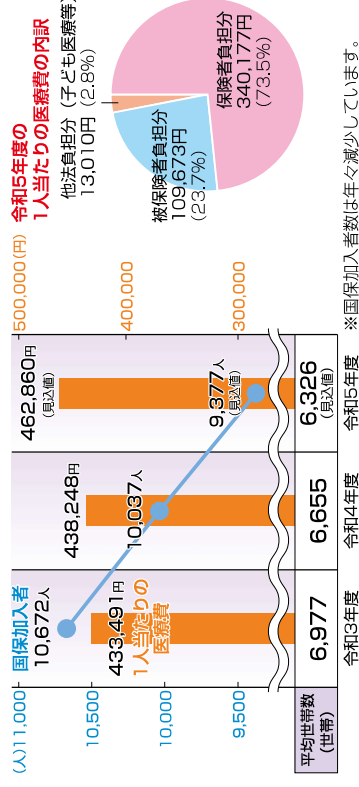
全体として「歯及び歯の支持組織の障害」が多くつてきています。また、50歳以上では「内分泌、栄養及び代謝疾患」が増加しており、年齢を重ねるに従って生活習慣病が増えています。若いころから生活習慣の改善を意識しましょう。



※階層別の疾病分類と合計の疾病分類が異なるため、階層別のその他の件数の積み上げと、合計のその他の件数は一致しません。

富津市国民健康保険の医療費を見てみよう

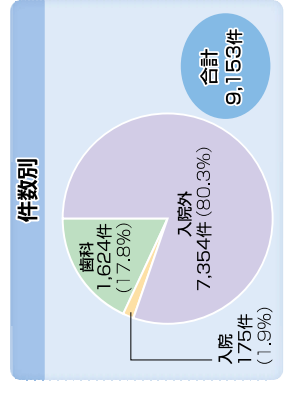
富津市国保の加入状況から1人当たりの医療費などを調べました。
◆富津市国保の1人当たりの医療費及び加入状況の推移 (年度平均)



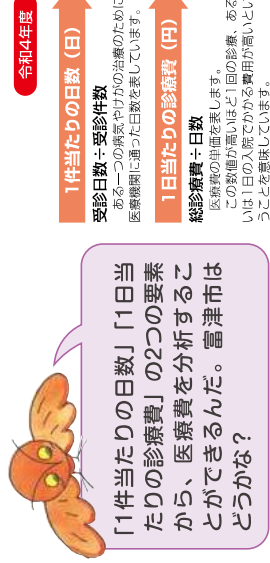
富津市国民健康保険の医療費を分析してみよう

◆医療費の内訳 (令和5年5月診療分)

医療費は、件数別にみると「入院外」の占める割合が非常に大きくなっています。最近の特徴として1件当たりの医療費が高額になるケースが増えています。



◆富津市国保の医療費分析 (医療費の二要素)



「1件当たりの日数」「1日当たりの診療費」の2つの要素から、医療費を分析することができます。富津市はどうか？

※県平均値は医療費を掲載していません。

昨年と同じ傾向を示しています。県平均より高い要素に注目していただきね！
日々の生活習慣を見直して健康管理しましょう。